|  |  |
| --- | --- |
| 受 付番 号 |  |

**『軽井沢こもれびの街講座』申込書**

軽井沢町長　様

　申請年月日：令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 申 請 団 体 名 : |  |
| 代 表 者 | 住所： |  |
|  | 氏名： |  |
|  | 電話： |  |

　『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

　なお、当集会等は要綱第８条の規定に基づく集会等ではないことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望日時 | 第１希望 | 令和　　年　月　日(　) 　時 　分～ 　時 　分 |
| 第２希望 | 令和　　年　月　日(　) 　時 　分～ 　時 　分 |
| 第３希望 | 令和　　年　月　日(　) 　時 　分～ 　時 　分 |
| 実施場所 | 　 | 参加人数（予定） | 　名 |
| 希望講座 |  | 単 数 講 座 | 複 数 講 座 |
| 第１希望 | No. |  | No. |  |
| No. |  |
| 第２希望 | No. |  | No. |  |
| No. |  |
| 第３希望 | No. |  | No. |  |
| No. |  |
| 備考 |  |
| 　事 務 局 取 扱 欄 |
|  |  |  | 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 係　員 | 担当者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　講座担当課等処理欄（　　　　　　　　） |
| 課　長 |  |  | 課長補佐 | 係　長 |  | 係　員 |  | 担当者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※講座へ派遣していただく職員等の役職名/氏名を記入して社会教育係まで回付してください。　調整・制限事項等ありましたら併せてご記入ください。　終了後、実施報告書の提出をお願いいたします。 |
|  |

*問い合わせ先：教育委員会 社会教育係　電話0267-45-8695　FAX 0267-46-1152*

『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下、「集会等」という。）に町職員を派遣し、職員の専門知識を生かした「軽井沢こもれびの街講座」（以下、「こもれびの街講座」という。）を行い、住民が町政に関する理解を深めるとともに、現代的課題等に関する知識を習得し、もって住民の生涯学習活動の推進及び町政の進展に寄与することを目的とする。

（開催団体）

第２条　「こもれびの街講座」を開催することができるのは、町内に在住、在勤又は在学する５人以上の者で構成される団体とする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

第４条　「こもれびの街講座」は、町の休日以外の日の午前９時から午後５時までの間で職員を派遣する。受講は１日２講座までとする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

２　「こもれびの街講座」は、町内で開催するものとし、その会場については、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

（受託の制限）

第８条　町長は、集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは「こもれびの街講座」を受託しない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの

(2)　政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの

(3)　「こもれびの街講座」の目的に反すると認められるもの

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

※講座の動画撮影および録音は原則禁止とします。